

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令 新旧対照条文

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）	13
○ 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）（第二条関係）	14
○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）（第三条関係）	15
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第四条関係）	17
○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）（抄）（第五条関係）	21
○ 国の利害に係る関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）（第六条関係）	27
○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第六条関係）	28
○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）（第七条関係）	30
○ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）（第八条関係）	33
○ 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百十七号）（抄）（第九条関係）	36
○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）（抄）（第十条関係）	42
○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（第十一条関係）	47
○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）（第十二条関係）	50
○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）（抄）（第十三条関係）	51
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第十四条関係）	53
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第十五条関係）	55

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止） 第二十五条の七（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 共済会（第六十九条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止） 第二十五条の七 法第八十二条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である日の属する月における次のイからハまでに掲げる額の合計額（その額が六十二万円を超えるときは六十二万円とし、九万八千円を下るときは九万八千円とする。）</p> <p>イ 厚生年金保険の被保険者（法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下この条、第二十六条の十二及び第二十六条の十七において同じ。）若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（以下この条において「私学長期給付適用者」という。）若しくは同法第二十五条の三第一項に</p>

ハ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 (略)

イ〜ヘ (略)

規定する特定教職員等（以下この条において「特定教職員等」という。）である日のうち最も遅い日における、厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額若しくは七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する標準報酬月額又は私学長期給付適用者の標準給与の月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準給与の月額をいい、長期給付に係るものに限る。イにおいて同じ。）若しくは特定教職員等の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準給与の月額に相当する額

ロ 国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）に相当する額

ハ 地方公共団体の議会の議員の法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額

二 前号と同一の月以前の一年間の各月における次のイからトまでに掲げる額の各月ごとの合計額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円とする。）の総額を十二で除して得た額

イ 組合員であつた者の法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額

ロ 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者の厚生年金保険法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額

ハ 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法第四十六条第二項において準用する同法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額

二 私学長期給付適用者又は私学長期給付適用者であつた者の標準

ト 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額に相当する額

2・3 (略)

賞与の額（私立学校教職員共済法第二十三条第一項に規定する標準賞与の額をいい、長期給付に係るものに限る。ホにおいて同じ。）に相当する額

ホ 特定教職員等又は特定教職員等であつた者の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準賞与の額に相当する額

ヘ 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。）の額に相当する額

ト 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の法第百六十六条第三項に規定する期末手当の額に相当する額

2・3 (略)

第十一章 共済会

（重複期間の取扱い）

第六十九条 法第百六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度は、次に掲げる法律に定める年金制度とする。

- 一 厚生年金保険法
- 二 国の新法
- 三 法（第九章の二に限る。）
- 四 私立学校教職員共済法
- 五 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）
- 六 旧船員保険法

2| 法第百六十一条の二第二項に規定する政令で定める期間は、前項各号に掲げる法律に定める年金制度の適用を受ける期間のうち昭和四十

九年九月一日以後の期間とする。

3 在職期間のうち重複期間（法第百六十一条の二第一項に規定する重複期間をいう。以下この条において同じ。）でない期間が三十年以上である地方議会議員（法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下同じ。）の退職年金の額については、法第百六十一条の二第一項の規定は適用しない。

4 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての法第百六十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「重複期間を在職期間で除して得た割合」とあるのは、「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間を三十年で除して得た割合」とする。

5 法第百六十一条の二第一項の規定を適用する場合において、重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 在職期間のうち二以上の重複期間を有する地方議会議員の退職年金の額についての法第百六十一条の二第一項及び前三項の規定の適用については、これらの規定に規定する重複期間は、当該二以上の重複期間を合算した期間とする。

（高額所得による退職年金の支給停止基準額等）

第六十九条の二 法第百六十四条の二第一項に規定する政令で定める金額は、百九十万四千円とする。

2 法第百六十四条の二第一項及び第二項の規定による退職年金の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の退職年金について行う。ただし、退職年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

(給付の制限)

第七十条 地方議会議員が禁錮以上の刑に処せられ、又は除名された場合には、法第百六十四条の三第一項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は除名されたとき以後、その地方議会議員であった在職期間に係る共済給付金の額のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の二十
二 除名された場合 当該除名に係る地方議会議員の任期中の月数が当該共済給付金の基礎となつた在職期間の月数のうちに占める割合に百分の二十を乗じて得た割合

2 退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百六十四条の三第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、その百分の二十に相当する金額を支給しない。

3 第一項又は第二項の規定を適用する場合において、これらの規定に定める給付の制限に該当するときは、その該当することとなつた日以後の期間については、そのうちの高い割合による給付の制限を定めている規定の定めるところによる。

4 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けべきであつた共済給付金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

(収支均衡拠出金)

第七十一条 市議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、町村議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

一 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が、市議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員共済会の共済給付金（法第百五十八条に規定する共済給付金をいう。次号及び第三項第一号において同じ。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第一項において「市議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合

二 当該事業年度の前々事業年度におけるイに定める額をロに定める額で除して得た率（第三項第二号において「町村議会議員共済会の収支比率」という。）が当該前々事業年度におけるハに定める額をニに定める額で除して得た率（同号において「市議会議員共済会の収支比率」という。）を上回る場合

イ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額

ロ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

ハ 市議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額

ニ 市議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

2 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。

一 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号ハに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ニに定める額で除して得た率

二 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号イに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ロに定める額で除して得た率

3| 町村議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

一| 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が、町村議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員共済会の共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第二項において「町村議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合

二| 当該事業年度の前々事業年度における市議会議員共済会の収支比率が当該前々事業年度における町村議会議員共済会の収支比率を上回る場合

4| 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。

一| 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号イに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ロに定める額で除して得た率

二| 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号ハに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ニに定める額で除して得た率

5| 前各項に定めるもののほか、収支均衡拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(支給安定化拠出金)

第七十一条の二 市議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、町村議会議員共済会に対して支給安定化拠出金を拠出する。

一| 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が市

議会議員共済会の基準積立金額を上回る場合

2| 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が町村議会議員共済会の基準積立金額を下回る場合

2| 前項の支給安定化拠出金の額は、町村議会議員共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。

3| 町村議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員共済会に対して支給安定化拠出金を拠出する。

一| 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が町村議会議員共済会の基準積立金額を上回る場合

二| 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が市議会議員共済会の基準積立金額を下回る場合

4| 前項の支給安定化拠出金の額は、市議会議員共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。

5| 前各項に定めるもののほか、支給安定化拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(拠出金を拠出することにより積立金の額が基準積立金額を下回る場合の特例)

第七十一条の三 市議会議員共済会が第七十一条第一項及び第二項又は前条第一項及び第二項の規定に基づき収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、これらの拠出金を拠出するとしたならば当該事業年度の末日における市議会議員共済会の積立金の額が市議会議員共済会の基準積立金額を下回ることとなるときは、これらの規定にかかわらず、市議会議員共済会は、当該事業年度において、市議会議員共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる

市議会議員共済会の積立金の額を控除して得た額を当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額（これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合にあっては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額との合計額）から控除して得た額を町村議会議員共済会に対して拠出する。

2 町村議会議員共済会が第七十一条第三項及び第四項又は前条第三項及び第四項の規定に基づき収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、これらの拠出金を拠出するとしたらば当該事業年度の末日における町村議会議員共済会の積立金の額が町村議会議員共済会の基準積立金額を下回ることとなるときは、これらの規定にかかわらず、町村議会議員共済会は、当該事業年度において、町村議会議員共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる町村議会議員共済会の積立金の額を控除して得た額を当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額（これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合にあっては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額との合計額）から控除して得た額を市議会議員共済会に対して拠出する。

（共済会に係る地方公共団体の報告等）

第七十二条 地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 地方議会議員の数を地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）に報告すること。
- 二 地方議会議員の就職、退職及び死亡に関する事項を共済会に報告すること。
- 三 地方議会議員の議員報酬の総額並びに掛金及び特別掛金に関する事項を共済会に報告すること。

四 地方議会議員の議員報酬の改定に関する事項を共済会に報告する

附則

第三十八条及び第三十九条 削除

第七十五条 削除

こと。

- 五 地方議会議員（地方議会議員であつた者を含む。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを共済会に送付すること。
- 六 共済会から給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。
- 七 地方議会議員の履歴の証明をすること。

附則

（互助会の未納掛金に係る利息の計算）

第三十八条 法附則第三十五条第一項に規定する利息の額は、同項に規定する未納金に相当する金額につき年十四・六パーセントの割合で、当該未納となつた互助会の掛金の納期の翌日から同項の規定による払込みがあつた日の前日までの期間の日数に応じて計算した金額（一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた金額）とする。

（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

第三十九条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分により町村が市となつた場合においては、町村議会議員共済会の権利義務のうち当該市となつた町村の議会の議員に係るものは、総務省令で定めるところにより、市議会議員共済会が引き継ぐものとする。

（互助会の会員であつた者に関する経過措置等）

第七十五条 施行法第一条第一項に規定する互助会の会員であつた期間には、法附則第三十五条第一項の規定により払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の当該払い込まなければならない金額

の算定の基礎となつた期間を含まないものとする。

2| 施行法第百一条第二項に規定する地方公共団体の議会の議員に準ずる者として政令で定める者は、鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第十三号）第一項の規定により地方自治法の規定による鹿児島県大島郡十島村となつた従前の村の議会の議員及び奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第八条第一項の規定により地方自治法の規定による市町村となつた従前の市町村の議会の議員とする。

3| 都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間（施行法第百一条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。次項において「共済会等の会員であつた期間」という。）が三十年以上である地方議会議員に係る年金である共済給付金については、施行法第百二条の規定は適用しない。

4| 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員（在職期間が三十年を超える者に限る。）で共済会等の会員であつた期間が三十年を下回るものに係る年金である共済給付金についての施行法第百二条の規定の適用については、同条中「当該在職期間」とあるのは「在職期間のうち当該共済会の会員であつた期間（前条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。）を三十年から控除した期間」と、「前条第二項」とあるのは「同条第二項」とする。

（沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い）

第七十五条の二 施行法第百四条第二項に規定する政令で定める期間は、沖縄の共済法の特例組合員としての期間のうち施行法第七十九条第一号の期間以外の期間とする。

2| 前項の規定にかかわらず、沖縄の共済法の規定による長期給付の基礎となつた期間は、都道府県議会議員共済会の会員であつた期間に該当しないものとする。

3| 施行法第二百二条の規定は、施行法第二百四十二条第二項の規定により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなされる期間で昭和四十五年七月一日前のものを有する法第五十一条第一項に規定する共済会の会員又はその遺族に年金である法第五十八条に規定する共済給付金を支給する場合について準用する。

4| 施行法第二百四十二条第四項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 死亡

二 市町村の廃置分合又は境界変更の処分

三 その他総務省令で定める理由

5| 施行法第二百四十二条第四項に規定する年金たる共済給付金の額は、当該退職当時の標準報酬月額として総務省令で定めるところにより算出した額を基礎として、沖縄の共済法の規定の例により算出した額とする。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（行政財産である土地を貸し付けることができる法人） 第六十九條の二（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、<u>全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会</u></p>	<p>（行政財産である土地を貸し付けることができる法人） 第六十九條の二 地方自治法第二百三十八條の四第二項第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 特別の法律により設立された法人で国又は普通地方公共団体において出資しているものうち、総務大臣が指定するもの</p> <p>二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社</p> <p>三 公共団体又は公共的団体で法人格を有するもののうち、当該普通地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの</p> <p>四 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、<u>全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会</u></p>

○ 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（行政財産の貸付けができる法人）</p> <p>第十二条の三（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、<u>全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会</u></p>	<p>（行政財産の貸付けができる法人）</p> <p>第十二条の三 法第十八条第二項第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 特別の法律により設立された法人で国において出資しているもののうち、財務大臣が指定するもの</p> <p>二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が事業の財産的基礎に充てられる財産につき財務大臣が定める割合以上を拠出している公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>三 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、<u>全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会</u></p>

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（高齡任意加入被保険者の資格の取得及び喪失）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一〇十三 （略）</p>	<p>（高齡任意加入被保険者の資格の取得及び喪失）</p> <p>第五条 法附則第四条の三第一項に規定する老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 老齡厚生年金及び特例老齡年金並びに旧法による老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金</p> <p>二 国民年金法による老齡基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齡年金並びに旧国民年金法による老齡年金及び通算老齡年金</p> <p>三 旧船員保険法による老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金</p> <p>四 国家公務員共済組合法による退職共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法及び旧国の施行法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金</p> <p>五 地方公務員等共済組合法による退職共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの</p> <p>六 私立学校教職員共済法による退職共済年金並びに旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金</p> <p>七 移行退職共済年金並びに移行退職年金、移行減額退職年金及び移行通算退職年金（移行農林年金のうち通算退職年金をいう。以下同じ。）</p> <p>八 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの</p>

九 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

十 法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

十一 旧執行官法 附則第十三条の規定による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

十三 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号。以下この号において「廃止法」という。）附則第七条第一項の普通退職年金及び廃止法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第九条第一項の普通退職年金

十四 地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会が支給する退職年金

十四 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の特例退職年金

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止） 第十一条の七の五 法第八十条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である日の属する月における次のイからハまでに掲げる額の合計額を法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止） 第十一条の七の五 法第八十条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である日の属する月における次のイからハまでに掲げる額の合計額を法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額</p> <p>イ 厚生年金保険の被保険者（法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下この条、第十一条の八の十二及び第十一条の八の十七において同じ。）若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（以下この条において「私学長期給付適用者」という。）若しくは同法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等（以下この条において「特定教職員等」という。）である日のうち最も遅い日における、厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額若しくは七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する標準報酬月額又は私学長期給付適用者の標準給与の月額（私立学校教職員共済法第二十二條第一</p>

ハ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として財務省令で定めるところにより算定した額

二 前号と同一の月以前の一年間の各月における次のイからトまでに掲げる額の各月ごとの合計額をそれぞれ法第四十二条の二第一項の規定による標準期末手当等の額（同項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）の基礎となる期末手当等の額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額の総額を十二で除して得た額

イ〜ト（略）

項に規定する標準給与の月額をいい、長期給付に係るものに限る。イにおいて同じ。）若しくは特定教職員等の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準給与の月額に相当する額

ロ 国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）に相当する額

ハ 地方公共団体の議会の議員の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額

二 前号と同一の月以前の一年間の各月における次のイからトまでに掲げる額の各月ごとの合計額をそれぞれ法第四十二条の二第一項の規定による標準期末手当等の額（同項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）の基礎となる期末手当等の額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額の総額を十二で除して得た額

イ 組合員であつた者の標準期末手当等の額

ロ 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者の厚生年金保険法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額

ハ 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法第四十六条第二項において準用する同法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額

ニ 私学長期給付適用者又は私学長期給付適用者であつた者の標準賞与の額（私立学校教職員共済法第二十三条第一項に規定する標準賞与の額をいい、長期給付に係るものに限る。ホにおいて同じ。）に相当する額

ホ 特定教職員等又は特定教職員等であつた者の私立学校教職員共

ト 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額に相当する額

2・3 (略)

(障害一時金に関する調整)

第十一条の七の十一 法第八十七条の六第二号に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

一・二 (略)

三 地方公務員等共済組合法による年金である給付

四・五 (略)

2 (略)

附則

(地方の職員等であつた組合員の取扱い)
第二十七条 (略)

済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準賞与の額に相当する額

ヘ 国會議員又は国會議員であつた者の期末手当(国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。)の額に相当する額

ト 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方公務員等共済組合法第百六十六条第三項に規定する期末手当の額に相当する額

2・3 (略)

(障害一時金に関する調整)

第十一条の七の十一 法第八十七条の六第二号に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

一 国民年金法による年金である給付

二 厚生年金保険法による年金である保険給付(旧船員保険法による年金である保険給付を含む。)

三 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)による年金である給付

四 私立学校教職員共済法による年金である給付

五 移行農林共済年金、特例障害農林年金若しくは特例遺族農林年金(平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。)又は移行農林年金

2 (略)

附則

(地方の職員等であつた組合員の取扱い)
第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 施行法第三十一条第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者で、施行法第五条第二項本文（施行法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により退職年金を受ける権利が消滅させられたものとする。ただし、その組合員期間のうち、昭和三十七年改正前の施行法第五十一条第一項又は第五十一条の三の規定により職員であつたものとみなされることとなつていた期間以外の地方公務員であつた期間（昭和三十七年十一月三十日までの期間に限る。）を有する者、昭和三十七年十二月一日前に長期組合員であつた者で退職した後同日以後再び長期組合員となつたもの及び地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた者を除く。

一 地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二十一号）附則第四条、第六条若しくは第十一条又は地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第四条、第六条若しくは第十一条の規定の適用を受けることができなかつた者のうち、地方自治法の施行の日前に都道府県の条例に基づく退職年金を受ける権利又は市町村の教育職員として勤務したことにより生じた当該市町村の条例に基づく退職年金を受ける権利を有していた者

5 (略)

2・3 (略)

4 施行法第三十一条第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者で、施行法第五条第二項本文（施行法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により退職年金を受ける権利が消滅させられたものとする。ただし、その組合員期間のうち、昭和三十七年改正前の施行法第五十一条第一項又は第五十一条の三の規定により職員であつたものとみなされることとなつていた期間以外の地方公務員であつた期間（昭和三十七年十一月三十日までの期間に限る。）を有する者、昭和三十七年十二月一日前に長期組合員であつた者で退職した後同日以後再び長期組合員となつたもの及び地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた者を除く。

一 地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二十一号）附則第四条、第六条若しくは第十一条又は地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第四条、第六条若しくは第十一条の規定の適用を受けることができなかつた者のうち、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の施行の日前に都道府県の条例に基づく退職年金を受ける権利又は市町村の教育職員として勤務したことにより生じた当該市町村の条例に基づく退職年金を受ける権利を有していた者

5 (略)

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第七条第一項第一号の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする給付）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一、十（略）</p>	<p>（法第七条第一項第一号の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする給付）</p> <p>第三条 法第七条第一項第一号に規定する老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金</p> <p>二 昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金</p> <p>三 国家公務員共済組合法による退職共済年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「旧国の施行法」という。）による退職年金（旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）及び減額退職年金</p>

四 地方公務員等共済組合法による退職共済年金（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「旧地方の施行法」という。）による退職年金（旧地方公務員等共済組合法第七十九条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）及び減額退職年金

五 私立学校教職員共済法による退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百号）附則第十五項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金（同法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）及び減額退職年金

六 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第六条の五第一項第二号において同じ。）のうち退職共済年金並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。第四条の八第二項第七号及び第六条の五

第二項第八号において同じ。)のうち退職年金(旧制度農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。第六条の五第二項第八号において同じ。))第三十六条第一項ただし書の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)及び減額退職年金

七 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による給付であつて退職を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの(年齢を理由としてその全額につき支給を停止されているものを除く。)

九 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号。以下「旧執行官法」という。))附則第十三条の規定による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの(年齢を理由としてその全額につき支給を停止されているものを除く。)

十 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号。以下この号、第四条の八第一項第六号及び第六条の五第一項第十一号において「互助年金廃止法」という。))附則第七条第一項の普通退職年金(互助年金廃止法附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる互助年金廃止法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号))第十五条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。))及び旧国会議員互助年金法(互助年金廃止法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる互助年金廃止法による廃止前の国会議員互助年金法をいう。以下この号、第四条の八第一項第六号及び第六条の五第一項第十一号において同じ。))第九条第一項の普通退職年金(旧国会議員互助年金法第十五条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。))

十一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下この号及び第六条の五第一項第十二号において「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（第四条の八第一項第七号及び第六条の五第一項第十二号において「存続共済会」という。）が支給する平成二十三年地共済改正法附則第二条の旧退職年金（同条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）及び平成二十三年地共済改正法附則第十二条第一項の特例退職年金（同条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十三年地共済改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）

（法第三十六条の二第一項第一号の政令で定める年金たる給付）

第四条の八（略）

一〇六（略）

十一 地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会（以下単に「地方議会議員共済会」という。）が支給する退職年金（同法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）

（法第三十六条の二第一項第一号の政令で定める年金たる給付）

第四条の八 法第三十六条の二第一項第一号に規定する年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付
- 二 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付
- 三 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
- 四 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付
- 五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付
- 六 互助年金廃止法附則第七条第一項の普通退職年金、互助年金廃止

七 存続共済会が支給する年金たる給付
八 十四 (略)

2・3 (略)

(法第八十九条第一号の政令で定める給付等)
第六条の五 (略)

一 十一 (略)

法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び互助年金廃止法附則第十二条第一項の遺族扶助年金並びに旧国会議員互助年金法第二条第一項の互助年金

七 地方議会議員共済会が支給する年金たる給付

八 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による年金たる給付

九 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）による留守家族手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）

十 労働者災害補償保険法による年金たる保険給付

十一 船員保険法による年金たる保険給付（旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。）

十二 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる補償

十三 地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償

十四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）に基づく条例の規定による年金たる補償

2・3 (略)

(法第八十九条第一号の政令で定める給付等)

第六条の五 法第八十九条第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 被用者年金各法による障害厚生年金又は障害共済年金（障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当する者に支給するものに限る。）

二 移行農林共済年金のうち障害共済年金（次項第一号ハにおいて「移行障害共済年金」という。）で障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当するもの又は平成十三年統合法附則第二十五条第

2
(略)

十二 存続共済会が支給する平成二十三年地共済改正法附則第八条の旧公務傷病年金及び平成二十三年地共済改正法附則第十七条第一項の特例公務傷病年金

十三 (略)

2
(略)

三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金（次項第一号において「特例障害農林年金」という。）で障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当するもの

三 旧法による障害年金

四 旧厚生年金保険法による障害年金

五 旧船員保険法による障害年金

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。）

七 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

九 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十一 互助年金廃止法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び旧国会議員互助年金法第十条第一項の公務傷病年金

十二 地方議会議員共済会が支給する公務傷病年金

十三 遺族援護法による障害年金

○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令
 (昭和三十七年政令第三百九十三号) (抄) (第六條関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運轉センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合及び農業共済組合連合会とする。</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運轉センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合及び農業共済組合連合会とする。</p>

○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯</p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、地方議会議員共済会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会</p>

金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一、七（略）</p> <p>（設立の登記）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）及び別表の名称の欄に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。</p> <p>（設立の登記）</p> <p>第二条 独立行政法人等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p> <p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在場所</p> <p>三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>四 独立行政法人及び国立大学法人等にあつては、資本金</p> <p>五 代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人にあつては、その定め</p> <p>六 独立行政法人北方領土問題対策協会にあつては、基金</p> <p>七 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に</p>

(代理人の登記)

第六条 (略)

2 (略)

3 (略)

別表 (第一条、第二条、第六条関係)

名称 (略)	根拠法 (略)	登記事項 (略)
-----------	------------	-------------

掲げる事項

(代理人の登記)

第六条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人及び国立大学法人等が独立行政法人通則法第二十五条(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)の代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときも、同様とする。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならぬ。

別表 (第一条、第二条、第六条関係)

名称 (略)	根拠法 (略)	登記事項 (略)
地方議会議員共	地方公務員等共済組合法	

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	济会
(略)	
(略)	

○ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（退職手当等とみなす一時金）</p> <p>第七十二条 法第三十一条第一号（退職手当等とみなす一時金）に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）<u>第五条</u>（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく一時金</p> <p>二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）<u>附則の規定に基づく一時金</u></p> <p>三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）<u>附則の規定又は同法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基づく一時金</u>（略）</p> <p>2 （公的年金等とされる年金）</p> <p>第八十二条の二 法第三十五条第三項第一号（公的年金等の定義）に規定する政令で定める年金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる年金とする。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）<u>第五条</u>（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険</p>	<p>（退職手当等とみなす一時金）</p> <p>第七十二条 法第三十一条第一号（退職手当等とみなす一時金）に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）<u>第五条</u>（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく一時金</p> <p>二 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）<u>附則の規定又は同法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基づく一時金</u>（略）</p> <p>2 （公的年金等とされる年金）</p> <p>第八十二条の二 法第三十五条第三項第一号（公的年金等の定義）に規定する政令で定める年金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる年金とする。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律<u>第五条</u>（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく年金</p>

法の規定に基づく年金

二 厚生年金保険法附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が支給する年金

三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条第一項若しくは第二項（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条第一項（外地関係共済組合に係る年金の支給）又は第七条の二第一項（旧共済組合員に対する年金の支給）の規定に基づく年金

四 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則の規定に基づく年金

五 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定又は同法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく年金

2 4 （略）

（公的年金等の金額から控除する金額の調整）

第三百十九条の六（略）

二 厚生年金保険法附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が支給する年金

三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条第一項若しくは第二項（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条第一項（外地関係共済組合に係る年金の支給）又は第七条の二第一項（旧共済組合員に対する年金の支給）の規定に基づく年金

四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定又は同法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく年金

2 4 （略）

（公的年金等の金額から控除する金額の調整）

第三百十九条の六（略）

一・二 （略）

三 （略）

イ（略）

ロ 当該特例年金給付の受給者が厚生年金保険法附則第八条（老齢厚生年金の特例）の規定により支給される老齢厚生年金若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第六十三条第一項（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）の規定により支給される老齢年金又はイに規定する財務省令で定める退職共済年金若しくは統合法附則第二条第一項第五号（定義）に規定する旧制

度農林共済法第十九条第一号（組合の給付）に掲げる退職給付である年金の支払を受けるものである場合 当該老齢厚生年金若しくは老齢年金又は退職共済年金若しくは退職給付である年金の金額につき前条の規定に準じて計算した金額に百分の七十五を乗じて得た金額

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百十七号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（昭和四十九年度における特定の者の新法年金の額の改定に係る仮定新法等の給料年額に係る特例）</p> <p>第四条の三 法第三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める率は、それぞれ当該各号に掲げる率とする。</p> <p>一 昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条及び第四条の五から第九条の二までにおいて同じ。）をした者（退職の日において昭和四十五年度において改正された給与条例の規定（法第二条の四第一項に規定する新法の規定による退職年金等の額の算定の基礎となる給料に係る地方公共団体の給与に関する条例の規定をいう。次号において同じ。）の適用を受けていた者を除く。次項第二号において同じ。）</p> <p>○・一三八</p> <p>二 昭和四十六年四月一日から同月三十日までの間に退職をした者（退職の日において昭和四十六年度において改正された給与条例の規定の適用を受けていた者を除く。次項第三号において同じ。）</p> <p>○ 一三五</p> <p>2 （略）</p> <p>（年金額の改定に伴う追加費用の負担）</p> <p>第十四条 （略）</p>	<p>（昭和四十九年度における特定の者の新法年金の額の改定に係る仮定新法等の給料年額に係る特例）</p> <p>第四条の三 法第三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める率は、それぞれ当該各号に掲げる率とする。</p> <p>一 昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条、<u>第四条の五から第九条の二まで及び第十五条から第十五条の六まで</u>において同じ。）をした者（退職の日において昭和四十五年度において改正された給与条例の規定（法第二条の四第一項に規定する新法の規定による退職年金等の額の算定の基礎となる給料に係る地方公共団体の給与に関する条例の規定をいう。次号において同じ。）の適用を受けていた者を除く。次項第二号において同じ。）</p> <p>○・一三八</p> <p>二 昭和四十六年四月一日から同月三十日までの間に退職をした者（退職の日において昭和四十六年度において改正された給与条例の規定の適用を受けていた者を除く。次項第三号において同じ。）</p> <p>○ 一三五</p> <p>2 （略）</p> <p>（年金額の改定に伴う追加費用の負担）</p> <p>第十四条 （略）</p>

第十五条 削除

(法第十三条第一項に規定する報酬額)

第十四条の二 法第十三条第一項に規定する地方議会議員であつた者の当該退職に係る地方公共団体(同項に規定する当該退職に係る地方公共団体をいう。以下この条において同じ。)が昭和三十七年十二月一日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合のその者に係る同日における報酬額(同項に規定する報酬額をいう。以下この条において同じ。)は、当該退職に係る地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該退職に係る地方公共団体の報酬額とする。ただし、その額が、昭和三十七年十二月一日において当該退職に係る地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。

(昭和四十九年度における沖繩の市町村の議会の議員に係る地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十五条 施行法第四百二十二条の三第四項の規定により支給される年金たる共済給付金(以下「沖繩の共済給付金」という。)で昭和四十四年六月一日(沖繩の市議会議員に係るものにあつては、同年八月一日。以下この項において「基準日」という。)の前日以前の退職に係るものについては、昭和四十九年九月分以後、その額を、その者が引き続き基準日まで当該退職に係る地方公共団体(当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合には、当該消滅した地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体。以下同じ。)に沖繩の市町村の議会の議員として在職していたとしたならば基準日の属する月に受けることとなる当該沖繩の市町村の議会の議員の報酬の額として自治省令で定めるところにより算出した額(以下「報酬の額」という。)に係る標準報酬月額(基準日において適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月

額が当該市町村の議会の議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬の額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合には、前条の規定に準じて自治省令で定めるところにより算出した額）に係る同日において適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（以下「昭和三十七年十二月一日における報酬の額に係る標準報酬月額」という。）（その額が一万円に満たないときは、一万円とする。次条第一項及び第十五条の三第一項において同じ。）に一・五を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を沖繩の共済法の規定による標準報酬年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十年年度における沖繩の市町村の議会の議員に係る地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第十五条の二 沖繩の共済給付金で昭和四十五年四月三十日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十五年五月一日まで当該退職に係る地方公共団体に沖繩の市町村の議会の議員として在職していたとすれば同年五月分として受けることとなる報酬の額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該市町村の議会の議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬の額に係る標準報酬月額に一・六を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を沖繩の共済法の規定による標準報酬年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十一年度における沖縄の市町村の議会の議員に係る地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十五条の三 施行法第四百二十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十七年五月十四日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十八年四月一日まで当該退職に係る地方公共団体に市町村の議会の議員として在職していたならば同年四月分として受けることとなる法第十三条第一項に規定する報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該市町村の議会の議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬の額に係る標準報酬月額に二・〇を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を沖縄の共済法の規定による標準報酬年額とみなし、沖縄の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十二年度における沖縄の市町村の議会の議員に係る地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十五条の四 施行法第四百二十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十七年五月十四日以前の退職に係るものについては、昭和五十二年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に市町村の議会の議員として在職していたならば同年六月分として

受けることとなる法第十三条第一項に規定する報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、当該市町村の議会の議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬の額に係る標準報酬月額（その額が二万円に満たないときは、二万円とする。）に二・七を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を沖繩の共済法の規定による標準報酬年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十三年度における沖繩の市町村の議会の議員に係る地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第十五条の五 施行法第四百二十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十一年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に市町村の議会の議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる法第十三条第一項に規定する報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、当該市町村の議会の議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬の額に係る標準報酬月額（その額が、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の区分ごとに三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ三万円又は二万円とする。次条第一項において同じ。）に二・九を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を沖繩の共済法の規定による標準報酬年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算

定した額に改定する。

2 法第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十四年度における沖縄の市町村の議会の議員に係る地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十五条の六 施行法第四百二十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十二年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に市町村の議会の議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる法第十三条第一項に規定する報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、当該市町村の議会の議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬の額に係る標準報酬月額に三・一を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十を乗じて得た額を沖縄の共済法の規定による標準報酬年額とみなし、沖縄の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(端数計算)

第十六条 (略)

(端数計算)

第十六条 (略)

○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令
 (昭和五十五年政令第二百七十六号) (抄) (第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法律第五十一号附則第十四条の二第二項に規定する政令で定める年金たる給付)</p> <p>第一条 (略)</p>	<p>(法律第五十一号附則第十四条の二第二項に規定する政令で定める年金たる給付)</p> <p>第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その額(支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額)が法律第五十一号附則第十四条第一項の規定により加算する額に満たない給付を除く。</p> <p>一 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく普通恩給、増加恩給及び傷病年金</p> <p>二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第十号において「法律第百十五号」という。)に基づく老齢厚生年金(その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。)及び障害厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の法律第百十五号に基づく老齢年金及び障害年金</p>

三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下この号において「法律第四百十一号」という。）に基づく障害基礎年金及び昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の法律第四百十一号に基づく障害年金

四 昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく老齢年金及び障害年金

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第十三条第一項並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第八条及び第九条（これらの規定を同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（同法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年法律第五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第二十八条の四第一項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百五十三号）第八条第一項から第三項まで、第九条第二項及び第十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六条第

六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号。第十章を除く。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第二十八条の四第一項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百五十三号）第八条第一項から第三項まで、第九条第二項及び第十条第一項から第三項まで（これらの規定

一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項及び第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項及び第二項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年法律第八号」という。）附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。）に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

七十三（略）

を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項及び第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項及び第二項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年法律第八号」という。）附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。）に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

七 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項及び第十一項（これらの規定を同法附則第十八項において準用する場合を含む。）並びに沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）第三十四条（同令第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成

- 十三年法律第一百号) 附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間(同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。))が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業関係政令の整備等に関する政令(平成十四年政令第四十三号)第二十九条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第五十八号)第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)
- 九 及び障害共済年金並びに特例障害農林年金(同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。)並びに移行農林年金(同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金
- 十 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。)
- 十一 法律第百十五号附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの
- 十二 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定に基づく年金たる給付
- 十三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合

連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく障害年金

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>一～四（略）</p>	<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方公共団体が事業者（当該地方公共団体の区域内に所在するものに限り。）又はその役員若しくは使用人を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号イに掲げるものを除く。）</p> <p>二 一の会社（当該会社若しくはその連結子会社等（内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であった会社を含む。以下この号において同じ。）又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として法第三条第四項 各号又は第五項 各号に掲げる保険の引受けを行う事業を行うことを専ら目的とする会社（保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の引受社員及び少額短期保険業者を除く。）を除く。）若しくは当該会社の連結子会社等又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号ロ又はニに掲げるものを除く。）</p> <p>三 一の包括宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であつて、宗教法人（同法第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。）若しくは当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこれらの役</p>

五 国会議員（国会議員であつた者を含む。）が構成する団体又は一の地方公共団体の議会の議員（当該地方公共団体の議会の議員であつた者を含む。）が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

六〇九 （略）

員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）

四 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、同一の任命権者により任用された組合員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

五 国会議員（国会議員であつた者を含む。）が構成する団体又は一の地方議会議員共済会（地方公務員等共済組合法第五百十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。）の会員（会員であつた者を含む。）が構成する団体（同一の地方公共団体の議会に属する会員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

六 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。第八号において同じ。）がその児童又は幼児を相手方として行うもの

七 一の専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）の各種学校（同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体が

その生徒を相手方として行うもの

八 同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう。同号において同じ。）の学生又は生徒が構成する団体がその学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。同号において同じ。）を相手方として行うもの

九 一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）又は教職員が構成する団体がその構成員又は学生等を相手方として行うもの

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令
 (平成十二年政令第五百二十三号) (抄) (第十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇五十一 (略)</p> <p>五十一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号) 附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会</p> <p>五十二〇百十一 (略)</p>	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇五十一 (略)</p> <p>五十一 地方議会議員共済会</p> <p>五十二〇百十一 (略)</p>

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>国民年金法 第一百八十二条 項</p>	<p>年金たる給付</p> <p>若しくは健康保険組合</p>	<p>国民年金法 第一百八十二条</p>	<p>年金たる給付</p> <p>若しくは地方公務員等共済組合法第百五十一</p>
<p>（存続組合が支給する特例年金給付に係る国民年金法等の規定の技術的読替え）</p> <p>第三十三条 存続組合が支給する特例年金給付に係る次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>（存続組合が支給する特例年金給付に係る国民年金法等の規定の技術的読替え）</p> <p>第三十三条 存続組合が支給する特例年金給付に係る次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>年金たる給付（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下この項において「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付を含む。）</p>		<p>年金たる給付（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下この条において「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付を含む。）</p>	

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	条第一項 に規定す る地方議 会議員共 済会
(略)	

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫、貸金業協会、株式会社日本政策金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、</p>	<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫、貸金業協会、株式会社日本政策金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、<u>町村議会議員共済会</u>、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、<u>都道府県議会議員共済会</u>、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日</p>

日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（自治行政局の所掌事務）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>（自治行政局の所掌事務）</p> <p>第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。 二 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。 三 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。 四 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。 五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第七号において同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。 七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に關し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。 八 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。

-
- 九 地方自治に関する調査及び研究に関すること。
 - 十 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。
 - 十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に關する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 十二 住民基本台帳制度に関すること。
 - 十三 住居表示制度に関すること。
 - 十四 行政書士に関すること。
 - 十五 地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。
 - 十六 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。
 - 十七 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
 - 十八 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。
 - 十九 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。
 - 二十 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。
 - 二十一 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。
 - 二十二 第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。
 - 二十三 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。
 - 二十四 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。
-

-
- 二十五 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。以下同じ。）の調整を図ること。
- 二十六 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。
- 二十七 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十八 地方自治に係る国際協力に関すること。
- 二十九 国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の庶務に関すること。
- 三十 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関すること。
- 三十一 中央選挙管理会の庶務に関すること。
- 三十二 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方行政並びに第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務に関すること。
- 2 公務員部は、前項第十六号から第十八号まで及び第三十号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 選挙部は、第一項第一号に掲げる事務（同項第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に係るものに限る。）、同項第十九号から第二十三号まで及び第三十一号に掲げる事務並びに同項第三十二号に掲げる事務（同項第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関するものに限る。）をつかさどる。
-

(福利課の所掌事務)

第五十一条 (略)

一〇九 (略)

(福利課の所掌事務)

第五十一条 福利課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員の厚生福利に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 地方公共団体の職員の厚生福利に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 三 地方団体関係団体の職員の年金制度の企画及び立案に関すること。
- 四 地方公務員の安全衛生に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 五 地方公共団体の職員の安全衛生に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 六 地方公務員の災害補償に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 七 地方公共団体の職員の災害補償に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 八 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関すること。
- 九 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の行う業務に関すること。
- 十 地方議会議員共済会の行う業務に関すること。
- 十一 地方公務員災害補償基金の行う業務に関すること。

附則

十 地方公務員災害補償基金の行う業務に関すること。

(自治行政局市町村体制整備課の設置期間の特例)

第十二条 (略)

附則

(自治行政局市町村体制整備課の設置期間の特例)

第十二条 自治行政局市町村体制整備課は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(自治行政局地域政策課の所掌事務の特例)
第十二条の二 (略)

(自治行政局地域自立応援課の所掌事務の特例)
第十三条 (略)

(自治行政局公務員部福利課の所掌事務の特例)

第十三条の二 自治行政局公務員部福利課は、第五十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の行う業務に関する事務をつかさどる。

(自治財政局交付税課の所掌事務の特例)
第十四条 (略)

(自治行政局地域政策課の所掌事務の特例)
第十二条の二 自治行政局地域政策課は、第四十八条各号に掲げる事務のほか、附則第四条第一項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。

(自治行政局地域自立応援課の所掌事務の特例)
第十三条 自治行政局地域自立応援課は、第四十九条各号に掲げる事務のほか、附則第四条第二項の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(自治財政局交付税課の所掌事務の特例)
第十四条 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第五条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、附則第五条第二項に規定する事務をつかさどる。